

## 埋立事業会計に係る会計制度の見直しについて

地方公営企業の会計制度については、民間企業の会計基準の見直しの進展や地方分権改革の推進などを背景に、国の研究会で見直しが議論され、提言がなされました。

それを受け、昨年地方公営企業法の関係政省令が改正され、26年度予算から、埋立事業会計においても、新しい会計制度が適用されます。

### 【主な制度改正の内容】

#### 1 借入資本金（企業債）の負債計上

借入資本金に計上されている企業債を、負債として計上します。

#### 2 処分予定地の評価基準の改正（低価法の義務付け）

事業年度の末日における処分予定地の時価と帳簿価額を比較し、いずれか低い方を貸借対照表における処分予定地の価額として計上します。

時価が帳簿価額を下回った場合の評価損は、損失や費用として計上します。

#### 3 退職給付引当金等の計上の義務化

退職給付引当金や賞与引当金などの引当金を負債として計上します。

#### 4 セグメント情報の開示

営業収益や各種損益などの財務情報を「みなとみらい 21 地区」「南本牧地区」「金沢木材港地区」「新山下町貯木場地区」「金沢地先地区等」「港湾整備事業」及び「建設発生土受入事業」の 7 つの切り口で集計し、決算時に開示します。

※セグメント情報とは、売上高、営業損益その他財務情報を、事業部門別、所在地別などの切り口（セグメント）ごとに集計したものをいいます。

#### 5 予算に関する説明書の一部変更

地方公営企業法施行令の改正に伴い、予算議案とあわせて提出する「予算に関する説明書」を 26 年度予算から一部変更し、「予定キャッシュ・フロー計算書」と当該年度（26 年度）及び前年度（25 年度）の「予定貸借対照表」を加えます。

## 【別紙】 埋立事業会計に係る会計制度の見直しについて

貸借対照表イメージ（単位：億円）

<現行>				<改正後>			
<b>(資産)</b>	<b>1,000</b>	<b>(負債)</b>	<b>210</b>	<b>(資産)</b>	<b>800</b>	<b>(負債)</b>	<b>365</b>
固定資産	100	固定負債	200	固定資産	100	固定負債	305
		流動負債	10			(企業債)	(100)
処分予定地	800			処分予定地	600	(退職給付引当金)	(5)
		<b>(資本)</b>	<b>790</b>			流動負債	60
流動資産	100	自己資本金	290	流動資産	100	(企業債)	(50)
		借入資本金	150			<b>(資本)</b>	<b>435</b>
		剰余金	350			自己資本金	290
						剰余金	145

△200